

国の調査でも「SPMとぜん息の関係認る」結果でる！

「SPMとぜん息の正の関連性あり！」

— 平成二六年度、サーベイランス調査 —

平成二八年七月二二日、環境省は「平成二六年度 大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果について」記者会見しました。

サーベイランス調査は、昭和六二年に川崎区、幸区を含む全国四一の公害指定地域解除に伴い「地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずる」ために平成八年度から実施されています。

調査結果の概要では、統合解析のオッズ比による検討においては、「三歳児調査では大気汚染（SPM）とぜん息に有意な正の関連性（オッズ比1・02）を、六歳児調査では大気汚染（SPM）とぜん息に有意な正の関連性（オッズ比1・04）を示す結果が得られた」と報告されています。

統合解析結果を発表して以来、SPMとぜん息に有意な関連性が認められています。

川崎市は、制度創設を国に働きかけた

この調査は、国が一九八八年に川崎区・幸区を含む全国四一の公害指定地域を解除する時、当時の中曽根首相は、国会答弁で「科学的調査をやりまして、その結果事態が著しく悪化しまして憂慮すべきことのような事態になった場合には再指定を行うということも辞するものではない、そういうように申し上げる次第でございます」（昭和六二年九月一八日 参議院環境特別委員会会議録九号より）この答弁からするならば、国は直ちに、大気汚染被害者の救済制度を創設すべきです。

私たち患者会が求めているのは、今日の時点で被害を受けた方の救済ばかりではなく、指定地域が解除された時点で被害を受けていた方、また、その時点ではまだ発症していないが、一九八八年以降現在に至るまでに発症した公害被害者を含めて医療費の救済を求めているのです。

国は、国民に約束した国会決議に基づいて、直ちに被害者の救済制度を創設すべきです。

一方、川崎市は、国に対して「川崎市成人ぜん息患者医療費助成制度」への助成を行うよう毎年予算要望の時期に合わせて行っています。

川崎市は現行制度を存続し、さらに一歩進めて、国の段階でも制度を創設するよう働きかけをおこなうよう強く要請します。



2016年9月1日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子 2-8-1-304

☎211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延 1-13-45-102

☎833-9601